

## 第2回 桑名市行政改革推進委員会 会議概要

日時・場所	平成29年1月31日(火) 13:30～16:30 桑名市役所本庁舎 3階 第2会議室
出席者	委員：7名 市：3名 事務局：13名
会議次第	1. 市長あいさつ  2. 議案 (1) 補助金の見直しの方向性について  (2) 指定管理者制度の見直しの方向性について
概要 (主な意見)	<p>2 議案</p> <p>(1) 補助金の見直しの方向性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データも加えられ、まとまった形で整理されたことで、補助金の実態も明るみになった。ご意見をいただきレベルアップを図っていきたい。</li> <li>・良くまとまっていると思うが、分析結果は件数のグラフ作成に限られている。金額ベースでも、グラフ化をお願いしたい。⇒次回、お示しすることとする。</li> <li>・少額補助のうち「公益性がない」といった表現はグレーである。可能であれば「公益性が明確か、明確でないか」といった表現に変更していただきたい。</li> <li>・「公益性とは何か」を検証し、示して欲しい。</li> <li>・「ポイントをクリアしていないと、公益性がない」といったような、横断的な統一基準を設けるかどうか。</li> <li>・平成30年度予算に間に合わせるようであれば(スケジュール的に)厳しい業務である。性質別分類のうち「⑥：法令的義務的補助金」は見直しをする必要がないなど、効率良く見直しを行って欲しい。</li> <li>・行政目的・補助金の目的、補助金交付までの流れを明確にして欲しい。例えば鉄道に対する補助などで行政目的を達成したいのであれば、より投資しても良い気がする。</li> <li>・今回の見直しは「金額ベースでの見直し」と「行政目的の実現」の両方の目的があると思うが、まずは「行政目的の実現」が第一で、「金額ベースの見直し」は二番目になるかと思う。</li> <li>・「行政目的は何か?」、「何に効果があるのか?」、是非ともそういった考え方で整理して頂きたい。</li> <li>・交付要綱制定の決裁はどのような手続きになっているか。 ⇒担当部署が起案を行い、法務部署や財政部署を合議のうえ、決定していく。</li> <li>・補助金交付規則、交付要綱と照合して交付決定を行うチェックを短期間で実施したいのであれば、市長部局で一元化してマネジメントを行わないと難しいのではないかと。</li> </ul>

- ・行政評価の考え方をもとに、補助金についても、年度ごとに目的を達成したのかどうか評価をして欲しい。
- ・また金額の大きい補助金は情報開示した方が良い。
- ・補助金交付の経過、結果が明確になるような仕組みづくりを整えて欲しい。
- ・「終期の設定」とあるが、長期債務負担行為を組み、一括で予算措置として行うのか。終期を設定した場合、5年以上は債務負担行為が必要なため、地方自治法との整合性も検討する必要があるのではないか。
- ・補助金が交付された場合、自動的に継続するのが疑問である。期間を設定することは必要ではないか。
- ・人口増加を図るために行政目的で交付する「不妊治療」の補助金は30年～50年間、交付を続けないと意味がないと感じる。しかし、長期に亘る補助金の交付は、地方自治法上の課題が多い。
- ・3年の終期で、単年度ごとにチェックしていく仕組みであれば問題ないのかもしれないが、法令などを良く調べて検討して欲しい。  
⇒本来であれば、終期を設定して支給することが補助金の理想形であると思う。
- ・事業費補助であっても、例えば「交通計画」を実現するために補助金を交付する場合、交通に寄与する団体へ支給するようなやり方であれば、公平性・透明性が出てくると思う。
- ・3年の終期であれば、3年ごとに見直しができるれば良いと思う。
- ・審査も大変であると思うので、こういった手法がより効果的かを検討して欲しい。
- ・補助金の支給は、原則決算払いとして、「目的が達成されなければ支給しない」といったやり方は、可能かどうか。  
⇒ケースバイケースである。予め支給している補助金も存在する。評価の際に1本1本、詳細を確認していただければと思う。
- ・交付要綱は1本1本検証していく予定か。  
⇒今後、この方針に基づき、各課と連携して進めていく。計画だけで終わらせないようにする。
- ・少額補助金であっても、以前は必要性に駆られて担当課が団体を立ち上げて、その事業を実施するために補助金を支給していたものがあるのではないかとと思われる。
- ・しかし、行政のスリム化が行われている現在、「事業が本当に必要か?」、「やっている事に対して、何が本当に必要か?」を考えなければならない。  
草の根団体に対しては、相応の評価をしてあげるべきである。
- ・すべて必要かどうか、既得権化されている補助金も多くある。少額補助金の見直しも必要であると感じた。
- ・ゼロベースで全体の見直しを図ることは着実に実施していただきたい。行政目的の実現、金額の圧縮も必要である。
- ・「事業分類ごとの整理」、「目的が達成されたかのチェック体制・チェック・リストの必要性」、「公益性の概念」を次回の委員会で示して欲しい。
- ・算定根拠が明確ではない補助金は、カットしなければならない。
- ・補助金・交付金一覧表に、性質別分類Noと補助交付目的が分かるように示して欲しい。

(2) 指定管理者制度の見直しの方向性について

- ・指定管理者制度導入 43施設のうち、公募施設はどのくらいあるのか。  
⇒39施設である。
- ・見直しの視点①「施設そのもののあり方の検討」は、指定管理者制度の見直しの中でやるべきではなく、別のところでやれば良いのではないか。
- ・指定管理者制度の欠点は「契約期間が短いこと」と「公募の際に事業契約が結ばれた場合、発注側の業務仕様書となってしまう、民間の知恵を活かす場合、別のシステムが必要となる」ことであるかと思う。
- ・「公募のあり方の見直し」、「自主事業の収益の機会…法的にはあまり認められておらず、それを実施したい場合はPFI法に基づくPFI法事業を行う(事例:和歌山県のテニスコートの運営権)」、「一括発注(まとめて公募)」を克服しないといけない。
- ・そのため、見直しの選択肢の中に「PFI法に基づく、PFI事業。一括、広域、運営権の設定」を入れていただきたい。
- ・指定管理者制度は、議会を通せば営業時間を変更できると思うが、受託者からは要望はないか。  
⇒スポーツ施設の一部で、営業時間を変更したと聞いている。
- ・民間事業者のノウハウが活かさないのは、どうしてか。  
⇒行政サイドで、ノウハウを活かさない仕様にして、募集してしまったことが原因の1つと考えている。
- ・行政財産で金儲けをする場合は地方自治法違反になる可能性がある。指定管理者制度の弱点は、金儲けをやりにくいことである。  
【※地方自治法上、行政財産で金儲けをしてはいけないが、指定管理者制度は自主事業を容認】
- ・小泉政権の際に、各自治体は指定管理者制度の中身を吟味せずに、制度を導入した経緯がある。国の制度にあわせて導入したことにより、本来は廃止すべき施設も残ってしまった。一旦、振り出しに戻り、目的を実現するためには、こういった制度が相応しいかを検討して欲しい。
- ・指定管理者制度とは「民間活力を活用しながら、行政が実施するよりも安価で実施する制度」で、矛盾を感じる。前提として額を下げる事が目的である。
- ・都市公園法の改正により、公園を使って金儲けの許可ができるようになった。是非、条例を改正して欲しい。
- ・指定管理者制度導入 43施設の明細を見せて欲しい。

以上

担当課

市長公室 政策経営課